

答 申 第 38 号
令和2年12月24日

仙台市教育委員会 御中
(教育局学校教育部教育相談課扱い)

仙台市個人情報保護審議会
会長 中林 暁生

仙台市個人情報保護条例第41条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

令和2年7月15日付けR2教学相第310号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第47号

- (1) 「関係教職員から事情聴取した結果、『学校不適応の原因や欠席の理由を〇〇とのわだかまりが原因』と認定したことについて、いじめの事実及びその対応に関して、教諭、学校及び市教委が作成した文書又はそれらの保有する文書」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (2) 「実施機関が別件開示請求（請求書記載番号42及び同43）に対し『「わだかまり」の件については、今回の開示資料（11/11ページ）をご覧ください。』と述べた上で、『担任や学年主任が、申立人から当時聴いていた内容から、そのように判断している。』と回答（一部文書開示）していることについて、上記記載に係る『担任や学年主任が、申立人から当時聴いていた内容の聴き取り調査記録』。その際、当方いじめ被害生徒〇〇〇〇は、学校側に対しLINEいじめの様子について『複数の同級生らから「死ね」「ウザイ」「消えろ」等々とLINEいじめを受けていたこと』を申出ているので、教諭、学校及び市教委が作成した文書作成に係る記録等文書（メモの記録を含む）。また、これまでに本件についていじめ防止対策推進法が規定する『いじめの重大事態が発生したケース』として取り扱ってきた、教諭、学校及び市教委が作成した文書作成に係る会議録等文書（メモの記録を含む）。また、その際、学校及び市教委内で行われた会議録（全会議記録）等」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

答申第 38 号
(諮問第 47 号)

1 審議会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った個人情報非開示決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求は、当時未成年者であった審査請求人（以下「請求人」という。）の法定代理人である請求人の父が仙台市個人情報保護条例（平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、請求人を代理して、請求人を本人とする次の個人情報（以下「対象個人情報」という。）の開示を請求したのに対し、実施機関が行った平成 30 年 12 月 10 日付け個人情報非開示決定及び令和元年 5 月 10 日付け個人情報非開示決定（以下これらを「原処分」という。）について、その処分の取消しを求めたものである。

- (1) 「関係教職員から事情聴取した結果、『学校不適応の原因や欠席の理由を〇〇とのわだかまりが原因』と認定したことについて、いじめの事実及びその対応に関して、教諭、学校及び市教委が作成した文書又はそれらの保有する文書」
- (2) 「実施機関が別件開示請求（請求書記載番号 42 及び同 43）に対し『「わだかまり」の件については、今回の開示資料（11/11 ページ）をご覧ください。』と述べた上で、『担任や学年主任が、申立人から当時聴いていた内容から、そのように判断している。』と回答（一部文書開示）していることについて、上記記載に係る『担任や学年主任が、申立人から当時聴いていた内容の聴き取り調査記録』。その際、当方いじめ被害生徒〇〇〇〇は、学校側に対しLINE いじめの様子について『複数の同級生らから「死ね」「ウザイ」「消えろ」等々とLINE いじめを受けていたこと』を申出ているので、教諭、学校及び市教委が作成した文書作成に係る記録等文書（メモの記録を含む）。

また、これまでに本件についていじめ防止対策推進法が規定する『いじめの重大事態が発生したケース』として取り扱ってきた、教諭、学校及び市教委が作成した文書作成に係る会議録等文書（メモの記録を含む）。また、その際、学校及び市教委内で行われた会議録（全会議記録）等」

3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、概ね次のように要約できる。

実施機関は、対象個人情報について記載した公文書は作成又は保管しておらず、不存在であると主張しているが、そのような主張は次の理由により失当であって、社会通念に照らして考えても何らかの文書が残っていることと解釈されるのは当然である。

- (1) 実施機関は、別途開示された「〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・〇〇小教諭）関連」（開示資料番号 76）に記載があるとおおり、平成〇年〇月〇日に市教委の教育相談課の担当者が〇〇中学校を訪れ、当時の校長、教頭及び学年主任の教諭から事情聴取した結果、請求人の

学校不適応の原因や欠席の理由を同級生の〇〇とのわだかまりが原因と認定している。実施機関ではこの認定結果をもって「聴き取りの結果、学校で適切に対応し、解決済みである」旨の回答を裏付ける根拠としているが、「〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・〇〇小教諭）関連」（開示資料番号 76）からは「学校で適切に対応する様子」や「解決済みとなっている様子」は全く読み取れず、それどころか「LINEいじめによる不登校」等があったことが読み取れる。実施機関が「聴き取りの結果、学校で適切に対応し、解決済みである」と主張するならば、その証拠となる「主犯〇〇によるLINEいじめ等の言動」や「LINEいじめ等に関わったとされるその他生徒らの言動についての記録文書」等、何らかの文書が残っているはずである。

- (2) 請求人の学校不適応の原因や欠席の理由を同級生の〇〇とのわだかまりが原因と認定するにあたり、誰が、どのような事実を聴き取り、どのように裏付け調査を行ったのか詳細な説明が記載された何らかの文書が残っているはずである。
- (3) 請求人は学校に対し、複数の同級生から「死ね」「ウザイ」「消えろ」等々とLINEいじめを受けていたことを申告しているため、それを受けて教諭、学校及び市教委が作成した記録が存在するはずである。
- (4) 請求人に対する一連のいじめは、いじめ防止対策推進法に定める重大事態に該当するものとして取り扱うべきであったことは明らかである。いじめの重大事態の調査に関するガイドラインには、再調査もせずに「重大事態とは考えていないあるいはいじめ行為であると捉えていないと言ってはならない」と記載されている。実施機関が関係教員からの事情聴取の結果「学校不適応の原因や欠席の理由を〇〇とのわだかまりが原因」と認定したのであれば、学校及び市教委が、具体的にどのような対応をしてきたのかが分かる文書が残っていなければおかしい。例えば、請求人に対するいじめ問題が「職員会議」「不登校対策委員会」「生徒指導会議」等々で話題になるなどしていれば、何らかの文書が存在するはずである。
- (5) 請求人の父は当該いじめ事案の調査について文書や電話及び口頭における問い合わせを再三行っており、また市教委は文部科学省文部科学大臣から重大事態としてガイドラインに沿った対応を行うよう何度も指導及び助言を受けている。実施機関はそれらを受けて打合せ、話し合い、会議、確認、事情聴取等の何らかの対応を行い、その記録を作成したはずである。
- (6) 別途開示された「〇〇中事案に係る調停 認否案（第1準備書面）」（開示資料番号 88）10頁には、請求人に対するいじめについて「職員会議ではH〇.〇.〇とH〇.〇.〇に連絡事項の一つとされている（詳細は別紙の通り）」との記載があるが、当該「別紙」は未だに開示されていないことから、実施機関は開示すべき公文書が存在するにも関わらず、開示に応じていないことが証明される。

4 実施機関の説明

実施機関が弁明書及び口頭による説明において主張している主な内容は、次のとおりである。

- (1) 対象個人情報のうち2(1)に対応する内容について

平成〇年〇月から〇月にかけて請求人の欠席が多くなっていたことについては、実施機関が請求人に対し別途開示した「〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・〇〇小教諭）関連」（開示資料番号76）にも記載があるとおり、SNSに係るトラブルをきっかけとして生じた同級生との間のわだかまりが原因として挙げられるが、当該事案は、請求人が同級生をSNSのグループに入れたくないとのことからトラブルとなり、最終的には請求人が同級生に謝ったが、わだかまりが残ってしまったというものであって、実施機関（学校及び市教委）としては、これを請求人へのいじめ行為であるとは捉えていない。よって、当該トラブルをいじめ事案として記録した文書や、いじめ事案として対応を行った記録等の文書は作成しておらず、不存在である。

(2) 対象個人情報のうち2(2)に対応する内容について

請求人は、実施機関が別途請求人に対し開示した「〇〇中事案に係る調停 認否案（第1準備書面）」（開示資料番号88）11頁において、請求人の学校不適応の原因や欠席の理由を「〇〇とのわだかまりが原因」と認定した根拠となった「担任や学年主任が、申立人から当時聞いていた内容」が、「複数の同級生から『死ね』『ウザイ』『消えろ』等々とLINEいじめを受けていたこと」であることを前提とした主張をしているが、当時請求人から担任や学年主任の教諭が聞き取っていた内容は、「〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・〇〇小教諭）関連」（開示資料番号76）に記載のあるとおり、SNSに係るトラブルをきっかけとして生じた同級生との間のわだかまりについてであって、本件審査請求において請求人が主張するような内容ではなかった。また、実施機関（学校及び市教委）としては、当該事案を請求人へのいじめ行為であるとは捉えていないため、「いじめの重大事態が発生したケース」としての取り扱いはしていない。

よって、請求内容に対応する資料等は作成しておらず、不存在である。

(3) 平成〇年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日の職員会議録について

請求人は、「〇〇中事案に係る調停 認否案（第1準備書面）」（開示資料番号88）10頁に「別紙」として記載のある、平成〇年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日の職員会議録に、本件審査請求において請求人が開示を求めている対象個人情報に記載されているはずであると主張しているが、当該職員会議録には、請求人へのいじめの件で平成〇年〇月〇日に生徒指導を行ったこと、同年〇月〇日に請求人の父が来校する予定であること、また請求人の保護者と定期的に面談を行うことになったことが連絡事項として記載されているものの、本件審査請求において請求人が開示を求めている内容は記載されておらず、対象個人情報には該当しない。

5 別途開示された文書及び背景となった事案の概要

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における請求人の主張、並びに弁明書及び口頭による実施機関の説明によれば、本件開示請求の背景となった事案は概ね次のとおりである。

- (1) 平成〇年〇月に、請求人（当時1年生）が在籍していた仙台市立〇〇中学校の校内において、同級生から運動着ジャージパンツを下ろされる等の事案が発生した。同事案については同年〇月と翌〇年〇月の職員会議において連絡事項の1つとして取り上げられた。

- (2) 平成○年度に請求人（当時2年生）と同級生との間でSNS（LINE）に係るトラブルが発生し、このことが原因となって請求人が学校を欠席することが多くなった。
- (3) 平成○年○月に請求人の父から慰謝料の請求や関係教職員等の処分等の要求があったことを受け、実施機関は、○○中学校の校長等に対する調査を行い、その記録として「○○中学校 ○○○○（保護者・○○小教諭）関連」（開示資料番号 76）を作成した。
- (4) 平成○年○月、請求人は仙台市を相手方とした民事調停の申立てを行い、同年○月、実施機関では調停への対応の一環として、当時の○○中学校の校長、教頭、学年主任のA教諭等の各教諭に確認した内容を記載した「○○中事案に係る調停 認否案（第1準備書面）」（開示資料番号 88）を作成した。なお、平成○年○月に請求人と仙台市との間の民事調停は不成立となった。

6 審議会の判断

(1) 対象個人情報の保有の有無について

実施機関は、請求人が開示を求めるような対象個人情報を記載した公文書は作成しておらず存在しないとしているのに対し、請求人は、社会通念に照らして考えても対象個人情報を記載した公文書が作成されており存在するはずであると主張するので、当審議会では条例第48条第4項の規定に基づき、実施機関に対し見分調査を行った

見分調査は、令和2年9月14日から11月24日にかけて、実施機関の教育相談課及び教職員課執務室において実施した。なお、○○中学校における見分調査については、本件審査請求とは別に請求人から申立のあった個人情報一部開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第36号及び同第37号の審議の過程で実施済みである。また、請求人が同校に在籍していた平成○年度から同○年度までに同校の教職員が使用していた執務用パソコンは、平成○年○月に行われた機器更新に伴い撤去されていたことを確認している。

教育相談課及び教職員課執務室における見分調査は、本件審査請求における対象個人情報に限らず、両課が保管している一連のファイル及び同両課が保存している電磁的記録のうち、請求人及びその家族への対応に係る全ての記録を対象として実施した。

しかしながら、これら全ての調査の結果として、請求人に対し既に別途開示された文書以外には、本件対象個人情報を含む文書又は電磁的記録を発見することはできなかった。

(2) 職員会議録の対象個人情報該当性について

請求人は、実施機関が別途開示した「○○中事案に係る調停 認否案（第1準備書面）」（開示資料番号 88）10頁に「別紙」として記載されている、平成○年○月○日及び平成○年○月○日の職員会議録に、本件審査請求において請求人が開示を求めている対象個人情報が記載されているはずであると主張しているため、当審議会において実施機関から当該職員会議録を取り寄せて見分したところ、平成○年○月○日の職員会議録には請求人が加害主犯である生徒からいじめを受けたこと及び同生徒に指導を行ったこと並びに請求人の父が同日来校予定であることが箇条書きで記載されており、また平成○年○月○日の職員会議録には、請求人の氏名とともに「月1回の保護者との面談」と記載されていた。

請求人は、当該職員会議録は請求人に開示されてしかるべきものであるのに未だに開示さ

れていないと主張するが、当該職員会議録が「別紙」として記載されている「〇〇中事案に係る調停 認否案（第1準備書面）」（開示資料番号88）は、「文書作成に係るA教諭の関わりについて同教諭に対して行った事情聴取の記録」の開示請求に対応するものとして原処分とは別に平成30年12月10日付けで一部開示決定されたものであって、前記のとおり当該職員会議録にはA教諭への事情聴取に関する内容は記載されていないことから、平成30年12月10日付けの「〇〇中事案に係る調停 認否案（第1準備書面）」（開示資料番号88）の開示の際に「別紙」が併せて対象とならなかったことについて、対象個人情報の特定に不備があったとはいえない。

また、請求人は、原処分の基となった個人情報開示請求以外にも個別具体的な事案について多数の開示請求を行っており、5(1)に記載の平成〇年〇月に発生したいじめ事案に係る調査記録等も別途開示請求していることを踏まえると、原処分の基となった開示請求の内容が、平成〇年〇月に発生したいじめ事案に係る請求人や請求人の保護者への対応について取り上げられた会議等の記録までをも対象にしたものであると読み取ることができない。したがって、当該職員会議録には対象個人情報は記載されておらず、原処分における対象個人情報の特定に不備があるものとは認められない。

(3) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

なお、当審議会が直接答申の内容とすべき事柄ではないが、請求人が主張する事項のうち当審議会で議論のあった点があるので以下のとおり付言する。

上記(2)のとおり、平成〇年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日の職員会議録は本件審査請求における対象個人情報に該当するものとは認められないが、当該職員会議録には請求人に関する記載があり、仮に当該個人情報の本人である請求人から当該個人情報に対応する内容の開示請求があれば、本人以外の第三者の個人情報が記載された部分を除き、開示される性質のものであるといえる。このことから、実施機関は、原処分とは別個の措置として、請求人からの求めに応じ、当該職員会議録について情報提供を行うことを検討されたい。

審議会の処理経過

(諮問第 47 号)

年 月 日	内 容
令和 2. 7. 15	・ 諮問を受けた
2. 7. 17	・ 実施機関（教育局学校教育部教育相談課）から弁明書の提出を受けた
2. 7. 28 (令和 2 年度第 3 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
2. 8. 8	・ 請求人から口頭意見陳述の申出を受けた
2. 8. 17	・ 請求人から反論書の提出を受けた
2. 8. 27 (令和 2 年度第 4 回 個人情報保護審議会)	・ 請求人から口頭で意見を聴取した ・ 諮問に係る審議を行った
2. 9. 1	・ 請求人から反論書の追加提出を受けた
2. 9. 4 (令和 2 年度第 5 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
2. 9. 12	・ 請求人から反論書の追加提出を受けた
2. 9. 14 から 2. 11. 27 まで	・ 実施機関に対する見分調査を行った
2. 10. 15 (令和 2 年度第 6 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
2. 12. 7 (令和 2 年度第 7 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った